平成２１年（フ）第９８４４号
大阪市住吉区苅田３丁目６番30号　ニューハウスウエノ301号
債務者　橋田　真生
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９９２号
大阪府摂津市香露園31番23―101号
債務者　政島　貴士
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1315番地
債務者　金城　龍馬
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５０９号
沖縄県那覇市寄宮２丁目36番15号
債務者　山城　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３９０号
札幌市手稲区稲穂３条６丁目２番11号　さんろくM―201号
債務者　渡邊　康貴
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２１号
札幌市東区北18条東19丁目１番15号　ハイム栄201号
債務者　太田　浩人
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６９号
札幌市北区百合が原４丁目９番20―401号
債務者　荒谷　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７０号
札幌市北区百合が原４丁目９番20―401号
債務者　荒谷　直子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６５号
札幌市南区澄川６条８丁目２番10号
債務者　籾山　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８８８号
札幌市白石区東札幌５条５丁目11番５号　大洋ハウス203号
債務者　野瀬　武志
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１０号
北海道千歳市日の出４丁目５番13号
債務者　岩崎　博則
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１１号
北海道千歳市日の出４丁目５番13号
債務者　岩崎　則子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１６号
札幌市豊平区旭町２丁目１番15―1005号
債務者　金津　利恵（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３７号
札幌市豊平区中の島２条11丁目２番１―101号
債務者　櫻田　　薫（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７１号
札幌市東区北16条東15丁目３番15―203号
債務者　平岩今日子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７２号
札幌市西区琴似４条５丁目２番６号
債務者　高須賀絵美（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９９３号
札幌市豊平区美園２条２丁目３番６号　パルレ美園102号
債務者　木村　　靖
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１４号
札幌市北区北30条西９丁目５番23号　第一コーポカネサ105号
債務者　廣瀬千鶴子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部